

EUにおける情報通信政策の展開

鈴木邦成（文化女子大学）

はじめに

欧州連合（EU）では2000年6月にeEurope 2002アクションプランを策定し、欧州域内における共通の情報通信（IT）政策を推進することとした。欧州では2000年以降の欧州をeEuropeと位置付けて情報化社会への加速を促すこととした。

EUでは1992年末の市場統合の流れから1987年からテレコム自由化が意図され、それが1998年の域内通信の完全自由化につながる。同時に1993年から進展した情報社会への推進策がテレコム自由化の側面的支援の役割を担っていく。

本稿においては欧州経済の動静を背景として考慮しつつ、EUにおけるIT政策の変遷を域内のテレコム完全自由化への流れ、及び98年の通信市場統合、さらにeEuropeのアクションプラン2002と2005の双方の内容を検証することで考察し、EU加盟各国に共通することになる土台となるITあるいは情報通信技術（ICT）政策の大枠と今後の方向性を探っていくこととする。

1. 欧州通信自由化への展開

欧州における通信自由化は1980年代後半から90年代、00年代にかけて継続的に漸次的に展開されている。80年代においては、1987年に「ダイナミックな経済に向けて：テレコムサービスと機器についての共同市場の発展に関するグリーンペーパー」¹、1988年の「1992年の競争的テレコム市場に向けてのアクションプラン」がある。その結果、1988年には端末機器のEUワイドでの自由化、欧州情報通信標準協会（ETSI）の設立が達成され、また1990年にはテレコム事業において付加価値サービス、データサービスの専用回線等での排他的独占権の廃止による一部自由化が実現した。

さらに欧州の通信自由化は、当初は1992年末の欧州市場統合への一連の流れの中で推進されることとなった。すなわち欧州大陸において、EU加盟各国は電信電話分野を国营、あるいは公社の独占的な事業体（telecommunication organization）に委ねていた。加盟国はそれぞれの国内事情に合わせたかたちで閉鎖的なテレコム市場を構築していたわけである。

しかしながら欧州に単一の市場を構築するという92年末の市場統合計画にとって、テレコム分野が加盟国ごとに分断されている状況はチョッキ二報告書をベースとする統合戦略上も好ましいものとはいえなかった。

1993年7月の情報通信担当閣僚理事会における決議でいくつかの加盟国に猶予期間を与える者の原則として1998年以降にEU域内における自由化が行われることが決定した。そして1994年のバンゲマン報告「欧州とグローバル情報社会」において、情報インフラストラクチャーにより、米国の情報スーパーハイウェイ構想を意識した競争原理の導入が図られることとなり、さらには「テレコム・インフラストラクチャーとCATVの自由化についてのグリーンペーパー」の一部が1994年、二部が1995年に発表された。これを受けて、CATV網の利用にかかわる制約を撤廃する指令が出された。

1996年3月に「テレコム市場の完全自由化指令」が出され、1998年からの完全自由化の実施となった。

さらに同年には「情報社会：コルフからダブリン：新しい優先順位」、「EU政策のための情報社会のインプリケーション」、「グローバル情報社会の先頭にある欧州」といった政策文書が相次いで出された。これらの政策文書では電子商取引などのビジネス環境の改善、情報社会における教育計画、自由・プライバシーの保護、雇用拡大、知的所有権などでの欧州標準、世界標準のルール作りなども取り上げられている。加えて1997年には「eコマースの欧州イニシアチブ」が提示され、電子商取引に関するインフラストラクチャーの構築、整備、欧州税制調和を念頭に置いた法的枠組みの整備、サイバー経済市場の充実が視野に入れられた。

また移動体（モバイル）通信、CATVなどに関しては1998年以前に自由化が行われている。

移動体通信は、1987年に周波数が確保され、EU全域でのGSM(Global Mobile Communications)の導入が行われた。1994年には移動体通信に関するグリーンペーパーの発表、1996年には移動体通信の自由化に関する修正指令が出された。

1999年には「第三世代移動体及びワイヤレス通信（Universal Mobile Telecommunications System: UMTS）の調和的導入の決定」が出された。そして2000年より、第3世代の移動体通信の営業免許が認可されることとなった。ただし、第2.5世代のGPRS(General Packet Radio Service)、EDGE(Enhanced Data GSM Environment)との兼ね合いもあり、第3世代への移行はスムーズには進まなかった。

2. 欧州委員会の姿勢

テレコム分野における完全自由化には新規参入に対する基準・原則のルールの欧州共通化、調和化が必要となってくるが欧州委員会はそれを着実にを行うべくモニタリングを行い、そのための「テレコム規制パッケージの完成」報告が提示された。

さらに欧州委員会は域内の産業の発展、新市場の創生、加盟国間での相互参入や産業構造の変化に影響が出ることを想定し、情報通信産業における規制のあり方を継続的に検討してきた。1997年には「テレコム・メディア・情報技術部門の融合化と規制のインプリケーションに関するグリーンペーパー」、1999年には政策文書「電子情報インフラストラクチャー及び関連サービスのための新規制枠組みに向けて：1999年コミュニケーション・レビュー」、「テレコム規制パッケージの完成・第五次報告」、「周波数帯域での次段階」、「EUにおけるデジタルTV」が発表された。

欧州委員会はデジタル技術の発展によって、テレコム・メディア・情報技術の融合化を「電子通信」(electronic communication)というより広い概念で表し、それまで逐次に出された二十の指令・決定を自由化にあたって単一の指令にまとめた。さらにその他の調和化関連の指令・決定を組替えて一般的規制枠組指令と免許・認可、アクセス・相互接続、ユニバーサルサービス、プライバシー・データ保護という四つの特定規制枠組指令とした。すなわち、全部で六つの指令に簡素化したわけである。

一般的規制枠組指令は、1997年のグリーンペーパーをベースにテレコム・メディア・情報技術の融合化の規制を目的としたものである。テレコム、衛星、CATV、地上放送

などのすべてのネットワークインフラ、及び関連サービスに規制が適用され、一般的な認可でさまざまな情報サービスの提供が可能となることを求めている。

同時に欧州委員会の監督権限の強化も行われ、加盟国の独立規制機関（NRA）の各々の規制に対して修正権限を有するようになってきている。そしてこうした電子通信の規制枠組は2000年に出された「eEurope 2002アクションプラン」に組み込まれている。そして2002年2月に「電子通信ネットワークとサービスのための一般規制枠組の指令」となった。

1998年以降の完全自由化で、独占状態であった各加盟国のテレコム分野に競争原理が導入された。各国の旧国営テレコムの市場支配力を抑制し、競争を促進することが欧州委員会によって意図された。特にローカルレベルでの競争強化、すなわちローカルループの開放を短期的に成就しようという動きが加速された。つまりローカルループに新規事業者を参入させることにより、競争を促進しようというわけである。これはeEurope 2002アクションプランにも盛り込まれた。

2000年12月に欧州委員会はローカルループの開放を目指す「ローカルループのアクセスアンバンドリングに関する規則」を制定し、加盟国における個別の法令化を待たずにEU域内でローカルループの自由化が実現した。

欧州委員会はテレコム産業における域内の競争促進を図りつつ、インターネットの普及をEUワイドで充実させるネットワークインフラの構築を一貫して推進してきたわけである。

3 欧州通信自由化による域内経済への影響

1998年、加盟12か国（ポルトガル、ルクセンブルクは2000年より、ギリシャは2001年より）における通信自由化が達成された。1987年にテレコム自由化についてのグリーンペーパーが出された段階では、欧州大陸には民営化されたテレコム事業者は存在しなかった。欧州大陸のあらゆるテレコム事業者は国有ないしは公社で、EU加盟国では唯一、英国が1984年にブリティッシュ・テレコム（BT）の民営化を先行的に成し遂げていたに過ぎないという状況であった。またテレコム事業者の新規参入も急増し、通信自由化の翌年の1999年には市内・長距離通話で220社、国際通話で286社が市場に参入している。

同時に自由化に伴い、テレコムサービス価格も大きな影響を受けることとなった。ただし、市内、長距離、国際のそれぞれの通話料においてその影響において格差も生じている。

まず国際通話においては、米国のテレコム企業、AT&T、MCI、スプリントなどの欧州市場への参入もあり、自由化の影響が通話料に大きく反映することとなった。EU平均の対米通話料は1997年から2000年に49%減となっている。特にオランダの減少幅は大きく91%減となっている。一方、すでに自由化が達成されていた英国からの対米通話料には低下は見られなかった。

次に長距離通話については、1990年～95年間の減少率が23%であったのに対して、九八年の通信自由化後は、EU全体で45%の減少となっている。すなわち、欧州の長距離通話の価格（三分間、加盟十五ヶ国平均）は1998年の0.72ユーロから2001年には0.403ユーロにまで下がっているのである。

ただし市内通話に関しては自由化の恩恵は大きくはなく、逆に通話料が上昇するという現象が発生した。すなわちEU平均で1998年には0.13ユーロだった三分間の通話料が2001年には0.146ユーロに上昇している。2000年8月の段階でも既存の旧国営テレコム事業者が市内通話のシェアの90%以上を占めていて、そのために市内通話に関しては競争的な環境が出来上がっていなかったからである。

表 1-1 欧州通信自由化以降の通話料の推移

	1998年	1999年	2000年	2001年
長距離通話	0.727	0.579	0.455	0.403
市内通話	0.133	0.130	0.135	0.146

(EU加盟国15か国平均 3分間の料金 単位:ユーロ)

(出所) EC, Seventh Report on the Implementation of the Telecommunications Regulatory Package, 2001, annexes p.27.

4 EU通信自由化達成後の欧州のIT政策

(1) eEurope 2002 アクションプラン

欧州通信自由化以降、米国のニューエコノミーの流れを念頭に欧州においてもさらなる高度化を遂げた情報社会の構築が求められることとなった。

そこで1999年12月にヘルシンキで開催された欧州理事会で「eEurope イニシアチブ」が示された。インターネット教育の充実、電子商取引市場の整備と拡大などが主たる目的となっている。

ついで翌年2月には、「情報社会での雇用戦略」が発表され、電子商取引市場を拡大させる一方で欧州労働者の情報リテラシーの強化、マルチメディアへの対応力の育成について、2002年を目処に達成されることを目標とする欧州共通の短期的な方向性が示された。

さらに同年3月には、「今後10年の戦略目標」が示され、欧州におけるノレッジ・ベースト・エコノミーを達成すべく短期・中期・長期戦略が策定されている。

そして同年六月には「eEurope 2002 アクションプラン」がまとめ上げられたわけである。以下の表2は、その主たる項目を示したものである。

表 1-2 eEurope 2002 アクションプランの主要項目

目標1 「低価で高速で安全なインターネットの実現」
a) 安価で高速なインターネット・アクセス
競争強化のもとに欧州レベル、各加盟国レベルでの明確な指標を作ることによって世界最低価格を目標にインターネット・アクセス料金を大幅に低減する。
電子通信及びその関連サービスに関する5指令、通信サービスの競争に関する新たな指令

の採択
ローカルアクセス・ネットワークの競争拡大とローカルループのアンバンドリング導入に向けた取組み
欧州周波数調和を改善
マルチメディア無線システムの周波数割り当て調整
特に恵まれない地域での情報インフラ開発、プロジェクト支援に対する公的融資
IPv6への完全移行
競争拡大・専用回線価格の引き下げ
b) 研究者・学生のための高速インターネット
情報社会技術プログラムの研究ネットワークに対する十分な資金の確保
構造基金、欧州投資銀行の支援を活用し、加盟各国の研究ネットワークをアップグレードする
ワールドワイドグリッド技術を推進
構造基金、欧州投資銀行の支援を活用し、大学に高速インターネットアクセスとイントラネットを設立
c) 安全なネットワークとスマートカード
オンライン取引での全体的な安全性を改善
サイバー犯罪に対して欧州ワイドで協調的に取り組む
スマートカードの相互運用性と安全性の共通仕様の中核を利用可能にする

目標2「人と技能への投資」
a) デジタル時代に入る欧州若年層
全ての学校、教師及び学生にインターネット、マルチメディア資源に利便なアクセスを提供。構造基金を活用。
b) 知識基盤経済における労働
c) 知識基盤経済における全員参加

目標3 インターネット活用の活性化
a) eコマースの促進
未解決な EU 法（著作権・金融取引の遠隔売買・電子マネー・裁判管轄権）を採択
eコマースの消費者の信頼度を上げる。
公共調達のための電子市場の確立
EU 付加価値税体系が eコマースと両立するように電子手段で提供されるサービスについて VAT に関する指令を採択
b) 電子政府（オンライン政府）
法律、行政、文化、環境、交通などの情報を含む基本データのオンライン化
公共部門で電子署名の使用を促進
c) eヘルス
d) 世界ネットワークのための欧州デジタルコンテンツ

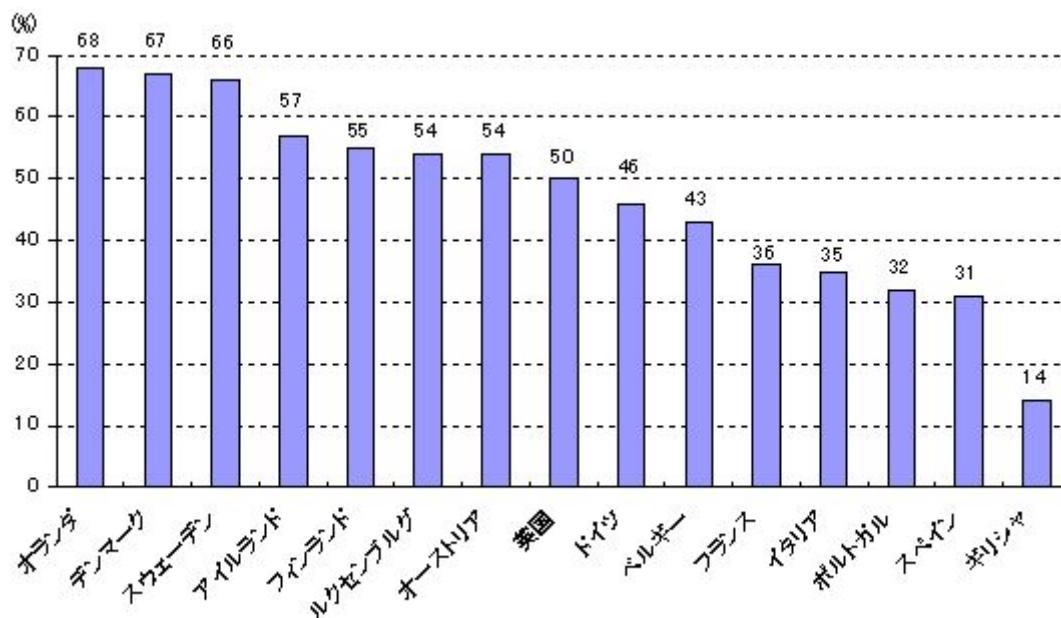
e) インテリジェント輸送システム

(出所) EC, eEurope 2002: Action Plan, 6/2000

(2) eEurope 2002の成果

欧州委員会が2002年2月に発表したeEurope 2002最終レポートをベースに、eEurope 2002の成果をまとめることとする。eEurope 2002の成果としてまず、インターネットの接続状況を見ると、インターネット接続の世帯普及率は2000年3月の18%から、2002年11月には43%へと増大した。その一方で、国ごとに大きな格差を生じている。

グラフ 1-1: インターネット接続の世帯普及率(2002年)



(出所) European Commission, eEurope2002 final report

eEurope 2002は、情報インフラに係る地域間格差を減少させることの重要性を強調した。そのため、欧州委員会は既存の構造基金によるプログラムにおける情報社会プロジェクトの優先度を引き上げ、構造基金のうち約100億ユーロが、情報インフラ、電子政府、電子商取引及び情報通信スキル分野に投入された。

学校のインターネットへの接続は、2002年2月には93%に達し、2002年末までに全ての学校をインターネットに接続するという目標について、多くの加盟国が達成するに至った。

また、標準的なダイヤルアップによるインターネット接続料は、2002年まで下落を続け、月に20時間(オフピーク)使う標準的な家庭ユーザーについて、多くの加盟国では月額10~20ユーロ(通話料込み)となった。ブロードバンド化をさらに進め、より広範囲でのブロードバンド接続が可能となるのが次なる課題となった。

高速な研究用ネットワークについては、GEANTネットワークが2001年12月に最大速度が10Gbpsとなり、2002年末には1か月当たり1PB（ペタ・バイト）以上のデータを伝送している。GEANTネットワークは今や世界で最も高速な研究用ネットワーク・バックボーンであり、32か国をカバーしている。

学校のADSL接続率は5%から19%へと大幅に増えたが、ケーブルモデム接続率は6%のままである。

デジタル・リテラシーに関連して、コンピュータの訓練を受けている労働者の割合は2000年の23%から2001年には29%へと増加したが、2002年は横ばいだった。労働場所の柔軟性は、テレワークに関する公的機関の間での2002年7月の合意により、大きく拡大した。労働者にテレワーカーが占める割合は、2000年の5.6%から2002年には8.2%に拡大した。

電子政府に関しては、2002年末までに基本的な行政サービスがオンラインで利用可能となるという目標を設定していた。2002年10月、全ての加盟国は20の基本的な行政サービスの全てについて、少なくとも部分的にオンラインで利用可能としている。

(3) 新しい規制の枠組み

電気通信に関する新しい規制の枠組みについて見ると、以下のことに注目できる。すなわち、インターネットを早期に立ち上げるためには接続料金の引き下げが必要であるということが明らかになり、2000年7月に欧州委員会は電気通信に関する新たな枠組みのためのパッケージを提案し、以下の欧州指令等が採択された。

フレームワーク指令(2002/21/EC)

許可指令(2002/20/EC)

アクセス指令(2002/19/EC)

ユニバーサルサービス指令(2002/22/EC)

データ保護指令(2002/58/EC)

電気通信ネットワーク・サービス市場の競争に関する指令(2002/77/EC)

周波数スペクトラム決定(676/2002/EC)

また、加入者回線の自由化規則を2001年1月2日に発効させた。

さらに電子商取引に関しては、電子商取引指令(2000/31/EC)、電子署名指令(1999/93/EC)及び情報社会における著作権及び関連権利指令(2001/29/EC)により強化された。なお、電子商取引に関しては、B2Cに対する要求は増大しているものの、B2Bほどではない。インターネットユーザーのうちオンラインショッピングをしばしばまたはときどき行う者の割合は、2000年10月に18.5%であったものが、2002年11月には23%に増大した。ただし、2002年の段階では小売全体に占めるB2Cの割合は、約1%に過ぎない。

(4) eEurope 2005 アクションプラン

eEurope 2005 アクションプランは、eEurope 2002 アクション

プランを戦略的に引き継ぐものとして、2002年6月に欧州委員会が承認した。最先端のオンライン公共サービス実施とeビジネス環境の整備、ブロードバンド・インフラの構築を目指すものとして、2005年末までの欧州のIT政策の道筋をつけたものである。

eEurope 2002 アクションプランの進展状況について、欧州委員会は2002年2月12日にベンチマーキング・レポートを提出している。その中で欧州委員会は次の点を踏まえながら欧州のIT政策が継続されるべきであるとしている。それはすなわち、主に以下の点においてである。

電子商取引市場の拡大を促進するブロードバンド環境

学校教育課程とインターネットのさらなるリンク

政府のオンライン化、電子政府のより一層の推進

このベンチマーキング・レポートを参考にeEurope 2005 アクションプランは、電子政府のさらなる推進とより一層、ダイナミックなeビジネス環境の構築、整備、そして競争下の低料金によるブロードバンド接続環境とセキュリティの確立された情報インフラの構築を念頭に作成された。

eEurope 2005の目標としては、「2005年を目処とするEU全体にわたるブロードバンド・ネットワークの広範な供給と利用、及びインターネット・プロトコルIPv6の開発、そしてネットワーク及び情報のセキュリティ、電子政府、eラーニング、eヘルス及びeビジネス」に焦点を当てて作成された。

eEurope 2002では欧州はインターネット接続の拡大に力を入れてきたが、eEurope 2005では、それをさらに進め、成長を引き出すためにそうしたインターネット接続を経済活動に結びつけることに焦点が置かれている。つまり、新しいマーケットを構築し、コストダウン、企業システムなどの効率化を促進し、結果として経済全体における生産体系の質的向上を可能とするサービス、アプリケーション、コンテンツを活性化するわけである。これらの基盤となるインフラの整備は主としてマーケットにかかっており、したがってアクションプランは公共政策が付加価値を提供でき、民間投資に好ましい環境を構築することに関わる分野に重点が置かれる。

eEurope 2005におけるアプローチとしては、次の3要件について適合を図る必要があるとしている。

ブロードバンド及びマルチ・プラットフォーム双方のインフラ整備とサービス開発との間の建設的なフィードバックの促進を試みる。

eEurope 2005のアクションは加盟各国レベル、地域レベルにおける従来の政策を超えるもの、確かな効果をもたらすものにすべきである。

柔軟性に富んだ内容とし、アクションの中間時点での見直しを行なうことにより、新加盟国がスムーズに漸次、アクションプランを導入できるようにすべきである。

そして以上の点を踏まえ、2005年までに欧州は以下のことを実現すべきであるとしている。

最新のオンライン公共サービス

電子政府
eラーニング・サービス
e医療サービス
活発なeビジネス環境

また、以上の実現のためには、ブロードバンド・アクセスが低料金で利用できること、安全な情報インフラが構築されることが必要であるとしている。

2005アクションプランは、(1)政策措置、(2)優れた事例の開発、分析及び普及、(3)政策のベンチマーキング、(4)既存政策の全面的な調整という相互に関連する四方針を柱として成立している。

まず、eEurope 2005における政策措置については、EU加盟各国はeEurope 2002アクションプランのもとで、2002年末までに全ての基本的な行政サービスをオンライン化することで合意した。この流れを受けて、さらにeEurope 2005では、加盟国は2005年までに全ての行政機関をブロードバンド接続することを目指すとしている。さらに2004年末までに加盟国は基本的な公共サービスが全ての人アクセス可能となることを目指す。また公共調達については2005年末までに加盟国がその大半を電子的に行なうことを目指すとしている。

eラーニングにおいては、欧州委員会は市場動向を調査し、欧州eラーニング市場のさらなる発展を図るため、法的、経済的、社会的な問題を分析し、必要に応じて問題を改善していくとしている。また全ての大学が学生と研究員にオンラインアクセスを確実に提供できる環境を構築し、コンピュータ支援による大学と研究機関との協同システムを作り、同時に失業者、労働市場に戻る女性などの成人に対しては雇用可能性を高め、生活の質を向上させるために知識社会で必要とされるスキルを身につけるべくアクションを開始するとしている。

ダイナミックなeビジネス環境については、企業のeビジネス利用を妨げる要因を特定し取り除くべく、必要に応じて関連の法律を見直す。また、中小企業をサポートするアクションを強化、調整していく。eビジネスのイノベーション、優れた事例との共有とガイドライン及び標準の発展を推進する。また、2003年末までに民間部門は欧州委員会と加盟各国の支援を受けて、取引、セキュリティ、署名、調達及び決済について相互運用可能なeビジネス・ソリューションを構築すべきであるとしている。それによって、シームレスで安全、容易に全欧州をカバーする電子商取引が可能となるサービスなどが促進されるとしている。

ブロードバンドについては、電波政策、恵まれない地域におけるブロードバンド・アクセス、マルチ・プラットフォーム・コンテンツの提供、デジタル化などを踏まえて作成されている。

また、eヘルス、セキュリティなどについてもそれぞれアクション案が示され、2005年までのIT政策も道のりが示されている。

そして欧州委員会は加盟各国、加盟候補国及び民間部門との緊密な協力関係のもとに公共、及び商業における実施例、企業事例を特定し、選択、分析する。選択された事例は強化され、適用範囲を拡大し、優れたテンプレート、あるいはガイドライン作成のための分

析材料として活用される。

また、ベンチマーキングに関しては指標を設定し、加盟国の政治的承認を得ることとする。IT政策は迅速な時代への対応を要求されるため、指標も迅速に測定され、政策の関連性の維持が図られる必要がある。そのため、欧州委員会が法的基準を提案し、国家統計局及び欧州委員会統計局の公式統計をより多く活用する必要があるとされている。加盟各国はそれぞれ指標の分析を行い、結果は定期的にウェブサイトにて更新される。欧州委員会と加盟各国は地域ベンチマーキングの開発を特に発展の遅れている地域について国家及び地域の情報社会戦略の発展との関係で奨励することとされている。

さらにIT政策のための協調メカニズムが必要とされるが欧州委員会はeEuropeの運営グループを構成しこれに対応している。運営グループは、加盟国及び加盟候補国の代表、欧州議会、さらに必要な場合には民間部門、消費者団体の代表などによって構成されている。運営グループはeEuropeの進展状況をモニターしていく。

(5) EU通信法（電気通信規制パッケージ）

2002年にEUは電気通信分野におけるそれまでの規制フレームワークを抜本的に見直し、新通信法を制定した。2003年7月、ダイナミックな域内市場推進を目的とする同法のもとに競争促進、通信・放送の融合などの新たな規制フレームワークが実施された。

欧州委員会は1999年に通信規制の抜本的な見直しに取り掛かり、2000年7月に一連の新しい電気通信規制パッケージを採択し、翌月、枠組み指令、相互接続指令、認可指令、ユニバーサルサービス指令、個人データ保護指令の指令案を提案した。さらに、競争指令を、EU条約第86条により、旧サービス指令等を統合・簡素化されたものであるが、それぞれの指令が全て採択されてから欧州委員会がそれらに適合するように改定した。

表 1-3 新旧指令の関係

旧指令	新指令
サービス、衛星、ケーブル、移動通信、完全競争、ケーブル所有	競争
OPN枠組み	枠組み
免許、GSM、ERMES、DECT、S-PCS、UMTS、欧州緊急番号決定、国際アクセスコード決定	認可
ONP専用線、TV標準、相互接続	相互接続
音声電話、相互接続	ユニバーサル
電気通信データ保護	個人データ保護

(出所) The 1999 communications COM (1999) 539 final

また、EU新通信法の主要点は以下のようにまとめることができる。

表 1-4 E U新通信法の主要点

規制緩和
許認可の簡略化
域内市場の強化
ユニバーサルサービスの維持
相互接続義務に関する技術条件・運用条件を定める権限を各国規制機関に付与
インタラクティブなデジタルテレビの欧州標準化の推進
上訴権の確保
迷惑メールへの対応
電波政策フレームワークの確立

(出所) The 1999 communications COM (1999) 539 finalなどを参考に作成

5. 欧州情報通信政策の現状と方向性に関するまとめ

E U諸国の通信自由化は英国を除き、米国に大きな後れをとる状況が続いてきた。ドイツ、フランスといった欧州大陸の主要国は長年、国営テレコム企業による独占を維持し、通信市場は分断され、競争は制限されてきた。そのため英米に比べ高い料金やサービスは割高になっていた。こうした状況に対して欧州委員会は欧州統合政策との関連から域内通信自由化を推進し、それが1998年の欧州通信自由化へとつながっていった。98年以降、ドイツではドイツ・テレコムに対抗するキャリアは300を軽く超えることになり、フランスでも30業者が認可された。

欧州の通信自由化の進展に関しては欧州委員会が強力なイニシアチブを發揮した。欧州委員会はE U競争法(E U独占禁止法)を適用する際、E U理事会と欧州議会の承認を必要とせず、ドイツ、フランスなどの加盟大国が反対する場合でも域内における通信自由化を促進することが可能であった。欧州委員会は各国の規制機関の独立性を強く求め、通信の参入を免許制にする場合には免許基準を加盟国政府は公表し、欧州委員会に通知することとした。免許を取得するキャリア数を限定することは禁止された。

今後、E Uは東方拡大の流れに合わせて域内通信市場も東方に大きく広がっていくことになる。欧州全域のブロードバンド化、ダイナミックなe環境の構築、さらにはそれと密接にリンクする電子政府の推進、情報インフラのさらなる高度化により欧州経済の活性化も図られていくことになるだろう。

